裁決書

審查請求人

処分庁 上尾市長 畠 山 稔

審査請求人が令和3年8月16日に提起した処分庁上尾市長による令和3年度市民税・県民税公的年金等所得に係る特別徴収税額の決定及び令和2年度市民税・県民税公的年金特別徴収中止処分についての審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人の令和3年度市民税・県民税の公的年金等所得に係る特別徴収税額を賦課決定する処分(以下「本件賦課決定処分」という。)を行うとともに、審査請求人の令和3年度市民税・県民税の公的年金等所得に係る特別徴収税額のうち、令和3年8月分の仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収しないとする処分(以下「本件中止処分」という。)を行った。
- 2 処分庁は、本件賦課決定処分を「令和3年度市民税・県民税公的年金等所得に係る特別徴収税額の決定通知書」(以下「本件賦課決定処分通知書」という。)により、本件中止処分を「令和2年度市県民税税額変更(決定)通知書 公的年金特別徴収決定(中止)通知書」(以下「本件中止処分通知書」という。)により、それぞれ令和3年6月1日付で審査請求人に通知した。
- 3 令和3年8月16日、審査請求人は、審査庁である上尾市長に対し、 本件賦課決定処分及び本件中止処分(以下これらの処分を「本件処分」

と総称する。) に関する一連の事務手続が不当であるとの裁決を求める審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 審査請求の趣旨 本件処分について、不当であるとの裁決を求める。
 - (2) 審査請求人の主張の要旨
 - ア 処分庁に対し本件賦課決定処分に関し窓口で説明を求めたところ、本件賦課決定処分の決定日は、審査請求人が本件賦課決定処分通知書を受領した日である旨の回答があった。しかし、決定日とは処分庁として特別徴収税額を内部で決定した日であり、市民に決定通知書を送付する前に確定するものである。
 - イ 処分庁は、審査請求人が上尾税務署に提出した確定申告書(以下「本件申告書」という。)を令和3年2月19日に入手したにもかかわらず、本件賦課決定処分通知書及び本件中止処分通知書が審査請求人に到達したのは同年6月9日であった。また、本件処分に伴い生じた過誤納金が全て審査請求人に還付されたのは同年7月26日であった。このように事務手続に多大な時間を要しているのは、他の納税義務者と一括して審査請求人の特別徴収税額を算定しているからである。
 - ウ 審理手続において、処分庁は、イに関する審査請求人の主張に対し、本件処分に関する事務手続に係る「標準事務処理日数」を明示せずに弁明しているが、通常、事務手続はそれぞれの事務毎に定められた標準事務処理日数に基づいて行われるものであるから、これを明示しないで行われる処分庁の主張は、それ自体が不当である。
 - エ イによる不当な事務手続により、審査請求人の令和3年4月分 (○○○○○円)及び6月分(○○○○○円)に係る仮特別徴収税額が口座から引き落とされた。この間、審査請求人は、還付の対象となる当該仮特別徴収税額に係る年金所得(○○○○○円)の使用・収益を自由に行える権利を制限された。

2 処分庁の主張

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を却下する。」との裁決を求める。

- (2) 処分庁の主張の要旨
 - ア 民法(明治29年法律第89号)第97条第1項の規定により、 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる とされていることから、本件賦課決定処分の決定日は審査請求人に 本件賦課決定処分通知書が送達された日のことである。
 - イ 確定申告から本件処分に至るまでの一連の事務手続については、 法令上処理の期間に関する定めがないことから、これらの事務手続 に遅延は生じていない。なお、他の納税義務者との一括処理は、法 定申告期限内に確定申告書の訂正が行われる可能性を考慮したもの であり、事務の効率性の観点から必要なものである。

また、本件処分に伴い生じた過誤納金の還付は、関連部署間の連絡や出納処理等の事務手続を経て行われたものであり、これに要した時間は正当な理由に基づくものであるから、これらの事務手続にも遅延は生じていない。

- ウ 本件処分及び過誤納金の還付に関し、処分庁は標準事務処理日数を定めていない。しかし、本件処分については上尾市税条例(昭和30年上尾市条例第13号)第4条第1項の規定により上尾市行政手続条例(平成10年上尾市条例第4号)第6条の適用はなく、また、過誤納金の還付についても地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第321条の7の10第2項本文の規定による法第17条の規定の例により「遅滞なく」行わなければならないとされているところ、イのとおり正当な理由に基づき行われたものである。
- エ 令和3年4月分及び6月分の仮特別徴収税額に係る年金所得を還付金として受領するまでの間に使用・収益を自由に行えなかったとしても、それを補填する仕組みとして法第17条の4の規定による還付加算金制度があるのであるから、本件審査請求に係る利益は存在しないので、主張として不適法である。

オ 1(2)のアからウまでの審査請求人の主張は、本件処分に付随する 事務手続、窓口対応等に関するものであり、審査請求の対象となる 行政庁の処分に該当するものでないため、主張として不適法である。

第3 理由

1 認定した事実について

審理関係人が提出した弁明書、反論書等の主張書面及びこれらの添付書類並びに審理員が職権により処分庁に対し行った物件の提出要求及び質問により、以下の点については、争いのない事実であると認定した。

- (1) 令和2年5月1日時点において、審査請求人の令和3年度の年金所得に係る仮特別徴収税額は○○○○○円であり、その支払回数割仮特別徴収税額は、令和3年4月が○○○○円、同年6月が○○○○○円、同年8月が○○○○円であったこと。
- (2) 令和3年2月19日、処分庁は、上尾税務署から本件申告書のデータを受領したこと。
- (3) 令和3年5月6日、処分庁が審査請求人の令和3年度の市民税・県民税の年税額を算定したところ、当該年税額は〇〇〇〇〇円となり、審査請求人の令和3年度の年金所得に係る仮特別徴収税額を下回ったこと。
- (4) 処分庁は、令和3年6月1日付で本件賦課決定処分通知書及び本件 中止処分通知書を通知し、審査請求人は、これらの通知書を同年6月 9日に受領したこと。
- (5) 審査請求人の令和3年度市民税・県民税の公的年金等所得に係る令和3年4月分(○○○○○円)及び6月分(○○○○○円)の仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収したこと。
- (6) 本件処分に伴い生じた過誤納金について、審査請求人は、令和3年4月分(○○○○○円)を令和3年6月24日に、令和3年6月分(○○○○○円)を同年7月26日に口座振り込みにより受領したこと。
- 2 本件に係る法令等の規定について
 - (1) 地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」とい

- う。)第48条の9の16第4項において、当該年度(令和3年度)の初日の属する年の前年(令和2年)の12月11日から当該年度の初日の属する年(令和3年)の9月30日までの間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額に変更があった場合には、市は、仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を変更しないものと規定されている。
- (2) 令第48条の9の16第6項本文において、当該年度(令和3年度)の初日の属する年の前年(令和2年)の12月11日から当該年度の初日の属する年(令和3年)の6月10日までの間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額に変更があった場合には、市は、法第321条の7の8第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる当該変更があった期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間における仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収しないものと規定されている。

1	当該年度の初日の属する年	当該年度の初日からその日の
0	前年の12月11日から当	属する年の9月30日までの
討	亥年度の初日の属する年の2	間
月	1 0 日までの間	
2	当該年度の初日の属する年	当該年度の初日の属する年の
0	02月11日から4月10日	6月1日から9月30日まで
ま	きでの間	の間
3	当該年度の初日の属する年	当該年度の初日の属する年の
0,	04月11日から6月10日	8月1日から9月30日まで
ま	きでの間	の間

- (3) 上尾市行政手続条例第6条において、行政庁は、申請がその事務所 に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準 的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これら の当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他 の適当な方法により公にしておかなければならないと規定されている。
- (4) 法第17条において、地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなけ

ればならないと規定されている。

- 3 本件賦課決定処分の決定日について
 - (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条では、行政庁の 処分に不服がある者は審査請求をすることができる旨を規定し、同 法第1条第2項では、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行 為を処分と規定している。
 - (2) この点、審査請求人が本件賦課決定処分の決定日に関して不当だとしているのは、処分庁の説明であって、当該説明は、公権力の行使に当たる行為に該当しない。
 - (3) よって、審査請求人の主張自体が不適法である。
 - (4) ただし、処分庁は、本件賦課決定処分の決定日を当該処分の効果が生じる日、つまり本件賦課決定処分通知書が審査請求人に送達された日であると説明したが、本件賦課決定処分通知書には「決定したので通知する」とあるように、少なくとも本件賦課決定処分通知書の送付時には令和3年度の年税額が決定していたと考えられる。また、処分庁は、審理員からの質問に対し、令和3年6月1日に本件賦課決定処分の意思決定をしたと回答していることからすると、処分庁の説明は、不十分である。
- 4 事務処理の遅延について
 - (1) 本件申告書の受領から本件処分までの事務処理
 - ア 処分庁は、本件申告書の電子データを令和3年2月19日に上尾 税務署から受領したが、法令上、本件申告書の処理に関する期限 の定めはない。
 - イ また、法定申告期限内に同一人から申告書が2以上提出された場合には、特段の申出がない限り、当該2以上の申告書のうち最後に提出された申告書をもって所得税法(昭和40年法律第33号)の規定により提出された申告書とするとされている。
 - ウ よって、法令上本件申告書の処理に関する期限の定めがなく、また、法定申告期限内では確定申告の訂正が認められていることに 鑑みれば、処分庁が、申告期限である令和3年4月15日を待って他の納税義務者と一括して年税額の算定をしたとしても、事務

処理が遅れていたとまではいえず、違法又は不当とはいえない。

- エ そして、令和3年4月15日後に仮特別徴収税額の変更があった場合に特別徴収しないこととすることができる支払回数割仮特別徴収税額は、同年8月1日から9月30日までの間に係るもののみであることは、令第48条の9の16第6項本文の規定するところである。
- オ 以上のとおり、処分庁が令和3年2月19日に本件申告書を受領してから本件処分に至るまでの事務処理において、違法又は不当な遅延は認められないことから、審査請求人の主張は採用できない。
- カ ところで、行政不服審査法第2条では、審査請求ができる者は、 処分について審査請求をする法律上の利益がある者と解されてい る。審査請求において事務処理の遅延を争ったとしても、本件処 分がすでに行われた以上、裁決により回復される法律上の利益は 存在しないことから、主張自体が不適法である。
- (2) 本件処分から過誤納金の還付までの事務処理
 - ア 審査請求人は、本件処分に伴い生じた過誤納金の還付に日数がか かりすぎており、その処理が不当であると主張する。
 - イ しかし、審査請求人の本件処分から過誤納金の還付までの事務処 理の遅延に関する主張は、本件処分自体に関するものでないから、 主張自体が不適法である。
- 5 標準事務処理日数の定めについて
 - (1) 上尾市行政手続条例上、標準事務処理日数(同条例上の標準処理期間)を定めることが求められるのは、申請に対する処分のみである。
 - (2) 本件申告書の事務処理及び過誤納金の還付手続は、いずれも申請に対する処分に該当しない。
 - (3) よって、処分庁にこれらの手続についての標準処理期間を定める義務があることを前提とした審査請求人の主張は失当である。
- 6 年金を自由に使用・収益できる権利の制限について
 - (1) 行政不服審査法における審査請求人の要件については、既に述べたとおりであり、本件審査請求において年金を自由に使用・収益でき

る権利を制限されたとして争ったとしても、裁決により回復される 審査請求人の法律上の利益は存在しない。

- (2) よって、審査請求人の主張自体が不適法である。
- (3) なお、還付金として返還されるまでの間、使用・収益を自由に行えなかったとしても、それを補填する仕組みとして「還付加算金制度」があり、本件処分に関しては、還付加算金の額が1,000円未満であるため、支払われなかったことは、処分庁の主張のとおりである。

7 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第 45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年4月11日

審查庁 上尾市長 畠 山 稔

教示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起 算して6か月以内に、上尾市を被告として(訴訟において上尾市を代表 する者は上尾市長となります。)、裁決の取消しの訴えを提起すること ができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として(訴訟において上尾市を代表する者は上尾市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から 起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの 訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるとき は、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過し た後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起するこ とが認められる場合があります。